

どうしよう！

PTA活動中にケガをしたら…

こんなときは、PTA会長さんや教頭先生にお知らせください。
お見舞金がいただけるかも…。

PTA親子奉仕作業中に骨折した。

PTA主催の資源回収活動中、使っていた刃物で指を切った。

学校の運動会后、テントの片付け作業中、支柱が頭に当たり、けがをした。

親子ふれあい活動の縄跳びでアキレス腱を痛め、手術を受けて入院した。

PTA主催バレーボール交流会で、足首を痛めた。

●賠償責任保険にも加入しています。

PTA主催の学校環境整備作業で木の枝を切っていたら、隣接工場の屋根を壊してしまった。

給付対象とならない場合や、給付が制限される場合もありますが、
ぜひPTA会長さんや教頭先生にご相談ください。

岐阜県PTA見舞金給付会

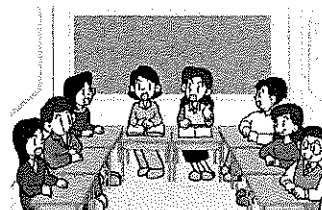
TEL 058 (262) 3257 FAX 058 (262) 3259

令和5年度 岐阜県PTA見舞金給付会について

1 岐阜県PTA見舞金給付会とは（詳細は、令和5年度版手引に）

PTAが主催・共催する活動中に、偶然かつ急激かつ外来的に起きた傷害等（交通事故・疾病・非常及び自然災害は除く）に対して、「お見舞い金」を給付するために設立されています。

- *「岐阜県PTA見舞金給付規程」に基づいて給付します。
- *保険金ではなく、「お見舞い金」として給付しているものです。



2 給付のための負担金は徴収していません

- (1) 国の法律改変（保険業法の改正）により、平成20年度から、負担金を集めることができなくなりましたので、それまでに蓄積されていた「責任準備金」から給付しています。

*見舞金給付のための「負担金」はいただいていません。「責任準備金」は減る一方ですので、「負担金を求める新たな対応（法人化等）」が必要となってきます。この件については、特別委員会である「対応検討委員会」で検討することになっています。

- (2) 会員の皆様からの会費140円の一部（およそ35円相当）を賠償責任保険料、審査会運営費、人件費、その他事務経費に充てさせていただいています。

3 損害賠償責任保険に加入しています

- (1) 委託保険会社に保険料として、会費から約100万円を支払っています。
- (2) 対象は、対人・対物・借用物です。
- (3) 委託保険会社の保険約款に基づいて、保険金が支払われます。
- (4) 単位PTAには、「借用物については自己負担額が生じます」が、「対人・対物については、自己負担額は生じません。」

4 その他

- (1) 見舞金の給付対象は、通院（入院を含む）2日以上です。事故発生から180日以内の期間における通院90日・入院180日を限度として給付しています。
- (2) 自動車運転中の事故に対しては、見舞金の給付はありません。ご留意願います。
- (3) PTA活動中に災害（傷害事故・賠償事故）が発生した場合、ご遠慮なく見舞金給付会事務局へお問い合わせください。

見舞金給付会事務局 ☎:058-262-3257 FAX:058-262-3259 E-mail:info@gifu-pta.jp

※ 詳しくは「岐阜県PTA連合会」のHP(www.gifu-pta.jp QRコードから閲覧)をご覧ください。必要な報告書や申請書等もダウンロードできます。

